

令和8年度
豊橋市第1回こどもの権利条例検討委員会

日 時 令和8年7月29日(水)

場 所 豊橋市役所 西館7階 第2委員会室

豊橋市第1回こどもの権利条例検討委員会議事録

出席者 11 名 傍聴者 7 名

【事務局】

ただいまから、令和8年度第1回豊橋市こどもの権利条例検討委員会を開催いたします。
初めに、豊橋市こども未来部長よりご挨拶申し上げます。

(こども未来部長挨拶)

【事務局】

それでは、議題1に入ります。今回が初めての委員会になりますので、委員長と副委員長の選出を行います。
豊橋市こどもの権利条例検討委員会設置要綱第5条の規定により、「委員長は、委員の互選により選出する」となっております。委員の皆様からご推薦をお願いいたします。

【加藤委員】

愛知大学で教授をされております松尾委員が子どもの権利条約に関する活動に携わっていると聞いておりますので、松尾委員が適任だと思います。よろしくをお願いいたします。

【事務局】

ただいま加藤委員から松尾委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。

他にないようですので、松尾委員の委員長就任にご賛同いただけましたら拍手をお願いいたします。では、賛成多数ということで松尾先生をお願いいたします。

続いて副委員長につきましては、委員長が指名することとなっております。松尾委員長、副委員長のご指名をお願いいたします。

【松尾委員長】

はい、皆様ありがとうございます。副委員長には、子ども・子育て会議の委員を務められており、子ども学の研究をされている岡本委員にお願いしたいと思います。

【事務局】

岡本委員、お引き受けいただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは副委員長には岡本委員にお願いしたいと思います。

それでは、松尾委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(松尾委員長挨拶)

【事務局】

ありがとうございました。それではこれから委員長に進行をお願いいたします。

【松尾委員長】

それでは、議題2 子どもの権利に関する条例について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より資料1の説明）

【松尾委員長】

それでは、事務局から説明をしていただきましたが、委員の皆さん意見やご質問などありましたら、ぜひ挙手をお願いします。

【江坂委員】

出前講座の方で子どもたちの声を聞いてくださっていて、すごくいいなと思って、子どもたちがそういう本音を話してくれたっていう、そういう場づくりができている出前講座なんだなと思って嬉しく思いました。ありがとうございます。それをフェスの方でも市民に共有していただけるということなのでありがたいです。

【松尾委員長】

地域社会での意識醸成のところですが、令和8年度の取り組みとして、子どもにとっての最善の利益というものを子どもたちに自覚してもらうことの実践など主に入っているのかなと思うのですが、さきほどの説明の中で周りの大人が理解する必要があるとありましたが、子どもの権利条約で子どもがわがままになるとか、ちょっと何かそういうちょっと違った解釈をされることも結構あって、誤解されることも多いのかなと思うのですが、大人の社会での理解を深める取り組みについては、令和8年度の予定として入っているのでしょうか。

【事務局】

はい。今のところは、令和8年度の取り組みとしては予定していないのですが、出前講座を各クラスでやる中で、子どもたちからは、ちょっとわがままというか、そういった意見もあったりするんですけども、それは全てが通るわけではないよ、ということを講座の中で子どもたちにはお話をさせていただいており、保護者の方などがお子さんのためを思って言っていることもあるので、そこは話し合いながら、どこかで折り合いをちょっとつけてくんだよ、という説明をさせていただいております。

【松尾委員長】

ぜひ、結構誤解されることが多いと思いますので、大人の方にもちょっと理解していただく機会があったらいいなと思います。ありがとうございます。

【加藤委員】

1学期の南部中学校でも出前講座をやっていただいてありがとうございました。実は一部の担任からは、子どもがこんなわがままなことをいっぱい書いていますと話があったのですが、その担任を呼んで、とにかく子どもたちは自分の権利とかいろいろ知らないから、もういろいろ言わせてあげなくちゃ駄目だよ、と。教員自体が、なんでこんなわがままなこと書いているのかと言ったら、もう子どもたちも何も書かなくなってしまうので、もうとにかくしっかりと話を聞いて、あとは子育て支援課に任せてやりなさい。という話をさせていただきました。

また、この権利条例については、できあがった段階で、ぜひ、教職員に向けての研修をやっていただけると

とてもいいなと思いました。子どもたちと常にたくさん接している教員が古い感覚や考え方だと、やっぱり子どもたちを傷つけてしまうことが多々あるのかなと思います。

【子育て支援課長】

出前講座では大変お世話になりました。講座をするにあたっては、市職員や大学生のサポーターをつける形で、各クラス6グループぐらいに分かれて実施したのですが、意見はなるべく自由に、みんなが思うことをなんでも書いていいんだよという雰囲気づくりをして、笑い声もたくさん聞こえる中で自由なご意見を書いていただくことができたと思っております。今後の講座でも意見をしっかり聴いていきたいと思っています。

大人に向けての周知なのですが、周知は非常に重要と考えております。今年度は、条例づくりのため、まずは子どもの意見を聴きたいということで力を入れて取り組んでおりますが、今後は、周知の方にも力を入れていきたいと考えております。

【松尾委員長】

では、委員の皆様のご意見も踏まえて進めていただけたらと思います。

続いて、議題3の子どもの定義について事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料2の説明)

【松尾委員長】

事務局から子どもの定義について説明をいただいて、各定義の良い点、悪い点をご説明いただきましたが、皆様からぜひご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【江坂委員】

私は③の「心身の発達の過程にある者」がいいなと思いました。こども基本法ができたときにその定義にしたというのが、子どもは個々によって成長が違ってくるんですね。だからそれで何歳とかで区切ってしまうと、その年齢を超えたけど、まだ自分的には成人じゃないのになって、何か生きづらくなって思っている子どもが、声を出しやすくなるのではないかな、と。それが、私たちが、豊橋が、あなたたちのことを誰1人取り残さないよってというメッセージになるのかなと思っていて、もしそうすると対応とかが困るんじゃないかっていう声が出るかと思いますが、それはそれで、その人が声を上げたということ自体がその人の力なので、そこから適切な方法で支援していけばいいのかなって思います。

【岡本副委員長】

私も③か、もしくは②だと思います。ちょっと対象がわかりにくいついてというのが悪い点として挙げられているんですけども、今年度で18歳を超えたら、ケースによっては対象となるということがきちんと見えるのがよろしいのではないかと考えます。

【松尾委員長】

事務局にお伺いしますが、今の他市の条例で②が多いのでしょうか。

【事務局】

全ての条例を調べてはいたませんが、調べた限りでは②の表現が多いかと思います。

【植村委員】

条例全体の作りにもよるのかなというふうに思ひまして、抽象的な理念規定や抽象的な権利を置くだけに留まるのであれば、③「心身の発達の過程にある者」という規定でもいいのかなと思いますが、その条例の肝になってくるのが、相談・救済機関の設置についてであれば、相談・救済機関にどれぐらい権利を与えるのかどうかっていうところで、かなり重たい権利や具体的な権利を認めていくということだとすると、そのときに、その「心身の発達の過程にある者」という抽象的な規定を置いてしまうと、かなりこの相談・救済機関の負担が重くなってしまうのかなと。それから、それで条例を動かしていくにあたって、その行政関係者がどの人を対象にその相談・救済機関に持っていけばいいのか、わかりづらくなってしまうのかなと思います。

あとは、18歳未満で区切っちゃうとどうかっていうところで、一番ぱっと思いつくのは高校3年生が4月の誕生日と3月31日で大きく変わってくるのかな、と。高校3年生になった瞬間に大人になる人や3月まで子どもの人とで1学年の中でいろんな人が出てくるのかなと考えたら、それで18歳で区切っちゃうのがいいのかどうかという懸念があります。

あともう一つあるのが、学校に通っている人とかではなくて、例えばその児童相談所で保護して、施設に入っている子が18歳以降になると、施設ではなく、また別の機関に移行していくことになりますが、それでもまだ支援が必要な子っているんですよ。そこも見据えていくと、やっぱり18歳で区切るのはどうかと、なかなか悩ましいなと思います。

【松尾委員長】

具体的にありがとうございます。子どもの権利擁護委員については、自治体で置いているところと置いてないところがあると聞いていて、やっぱりお金もすごくかかるので、自治体でも色々意見が分かれているところもあるのかなと思うのですが、相談する人があまりにも多くなってしまうと、救う対象がどうなるのかってところがあるということですね。重要な定義だと思います。

【堀委員】

どちらかというと、あまりはっきり区切らない方がいいかなと。やっぱりちょっと柔軟性を持った方がいいかなとは思いますが、先ほどの植村委員のように、相談・救済については、その定義がないと、範囲がどこまでなんだっていうところがすごく大きいと思うので、もし可能であればですが、②とか③にしたところの自治体に、どういう意図でこうしたのか聞いて集約していただけたらいいのかなと思いました。

【松尾委員長】

事務局はいかがですか。確認されているでしょうか。

【事務局】

資料で挙げさせてもらった②の4自治体は全てこども基本法の施行後の自治体ですが、こども基本法が③で定義したのかかわらず、②を選択したという意図については確認しておりません。

【白井委員】

子どもたちの成長については、いろんなものが何年か前の子どもたちと今の子どもたちとで違ってきます。18歳で大人として認めるべきかを今の子どもたちの現状と成長をよく見ながら考えていくのがどうかと思います。

【水野委員】

定義はとても難しいものだと思いますが、理念的にはやっぱり③だと私も思うんですが、子どもの目線から考えても、自分がそこに入っているというのがわかるような形にした方がよいと思います。最近やっぱり若い保護者の方もそうですけども、複雑なものだと思うと排除してしまうといいますか、もう少し権利がある側からわかりやすい形の方が、権利の必要な子はいろいろなことがあって、心身ともに一杯一杯になっている状況になっている可能性もあるので、誘導しやすい方がいいのかなと思います。②に他に猶予を付けた方がいいのかなというのがありますし、③であれば、それはそれで、多少利用者にわかりやすいような定義をいくつか出しておいた方がいいのかなと思います。

【松尾委員長】

子ども側から見たときという点では②でも③であっても具体例があるとわかりやすくなるのではないかっていうことですね。ありがとうございます。

【大岡委員】

子どもから見えていくと、大人って何だろうって子どもは考えます。子どもはいつになったら大人になるのか、あるいは、子どもはどうなったら大人って言ってもらえるのか、自分が大人だと言って言えるのか、そのあたりはおそらく子どもが決めることです。なので、子どもたちは、例えば18歳を超えても、まだ大人じゃないよ、まだまだこれから成長するよって思っているんだろうなと考えたら、ふわとした部分も必要だろうと思います。②と③の中間ぐらいがいいのではないのでしょうか。親からすると、二十歳過ぎたらもう大人だねと言ってしまったりすることもあれば、あと5年経つともっと大人になるよねって思ったりもします。その子によって発達の仕方は違うので、ふわとした部分がなく、かっちり決められちゃうと、子ども条例らしくないと自分は思います。

【松尾委員長】

確かに子どもがどう捉えているかというのは重要なかもしれないですね。ありがとうございます。

【加藤委員】

大人目線で教員として考えていくと、この年齢まではこの条例でマストで守られているよっていうところがあるといいなとは思っていたんですね。ですが、やっぱり「心身の発達の過程にある者」っていうところで、30歳になっても40歳になっても発達障害などをもっている人は、なかなか大人の感覚になっていないので、そういった子たちも守ることを考えると、自分も大岡委員が言うように、②と③の合体なのかなと。例えば、「18歳未満の者」はもうマストとして、「および心身の発達の過程にある者」とか。大人からすると、まずここまでの子は絶対この条例で守ってあげないかんたよっていうことを大人に自覚してもらいたい意味でも、年齢はあった方がいいのかなと思います。

【松尾委員長】

②と③の合体の案が出てきましたけれども、それもありなのではと思います。

【惣田委員】

私も同じ考えです。ちょっと前に阿部監督の話がありましたよね。お子さんが確か 18 歳を超えていたかと思いますが、AI に聞いちゃうという選択肢を選ぶわけですね。それを選んだ結果、AI が児相に相談しなさいとなって、実際、本人は連絡してしまった。本来、児相で扱う年齢ではなかったと思いますが、困っているのをほっとけないということで警察に連絡したというのが報道であったと思うんですが、18 歳というある程度の年齢で区切るのはいいと思いますが、過ぎたらすぐ終わりというのではなくて、プラスやっぱり心身の発達とかまだ成長段階の子は助けてあげなきゃいけないというのはやっていかなければいけないと思うんです。ただ、これを誰が判断するんだろうっていうのは思って、その心身の発達にしても、この②の 18 歳未満および同等に扱うっていうのは、誰が判断するんだろう、と。Aさんから見たら大丈夫ではなくて、Bさんから見たらこの人は大丈夫だよってなっちゃうと、どうしても基準が必要で、そういうところまで考える必要があるのかなとは思っています。

【岩田委員】

②と③がすごいふわっとしていて、正直ちょっとわかりにくいなっていうところがあるので、やっぱりわかりしなくても、何となくその年齢の数字はあった方が、相談する側も、子どもが権利を主張するときにわかりやすいとは思っています。ただ、その年齢をかちっと決めちゃうと、その年齢を過ぎちゃったから言えない、次にどこに伝えていいかわからないとなると、飲み込んでしまってそのままということもあるかも知れないので、年齢は一応出すけど、ふわっとさせておいて、相談した先でそっちの方がいいよとか、他のところでちょっと連携して、他に繋げていってもらったりとかするといいかなっていう部分はあります。子どもの権利条例ですけど、いつかは大人にはなっていくので、その先もちょっと繋げていってもらえるといいなと思います。

【松尾委員長】

本当に割り切れないっていうのは、皆さん同じかなっていう共通する意見かなって思いますが、私は、これって子どもにも聞きたいなっていうふうに思います。子どもが子どもの定義をどういうふうに捉えるのかなっていうのも、決めていく上ですごく参考になるのかなと思ったので、ちょっと出前授業をされるときに何か聞いていくっていうこともできるのかなと思いました。他の自治体とか、特に擁護委員を置いている自治体がどのように定義しているのか、運用しているのかっていうのも参考になるかなと思いました。以上です。

続いて、議題4の子どもの権利に関するアンケート調査について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より資料3の説明）

【江坂委員】

私はこれを見たとき全ての子どもたちに聞いてもらえるものかと思っていたのですが、やっぱり出前講座で行った学校のみなんです。本当にこの権利条例を作るプロセスっていうのは、本当に豊橋にとって1回きりのことなので、条例を作るプロセス自身が、子どもが子どもの権利と出会う機会になってもらえたらすごくいいなと思っているので、やはり全部の子どもたちには難しいのでしょうか。

【事務局】

全部は難しいところがありまして、ホームページに上げまして、誰でも回答できるような、そういった形を考えております。

【大岡委員】

低学年と高学年で分ける方がよいかなと思ったのと、出前講座をやってからアンケートを取るということに意味があると思います。それはなぜかという、子どもたちに権利とは何だろうって聞いてもなかなかわからないんです。なので、権利は学ぶことだと思ってまして、小学校の現場でもやっぱりそういったことを子どもたちと一緒に学んでいく道を考えていきたいなと思います。この権利に関するアンケートは何となくはわかって、権利について学んでいないままこれをやるのはとても難しいことだと思って拝見しておりました。愛知県の方で、この間7月15日付けで子どもの権利に対する条例の骨子案への意見募集というのがあったかと思います。これを見ていきますと、これはこうやって権利があるんだよってということがわかり、その後意見はないかな、それからどう思うとか、コメントくださいっていう、そういう内容だったと思います。きっとそういう配慮のもと、そういった体験をした子どもたちがアンケートをやるべきものかなと思いました。さきほど全員にということであれば、何かこう一歩引いたものが必要なのかな、と。子どもの立ち位置に立った権利を匂わすようなことが必要だと思います。

【江坂委員】

ありがとうございます。私もこのアンケート案では、全く子どもの権利を知らない子どもたちにアンケートを取ってもなんだこれっていう感じだと思っています。皆さんのところに「こども1万人意識調査」っていうリーフレットを置かせてもらったんですけど、これは、こども基本法ができたときに、こども家庭庁が「こども1万人意識調査」っていうものをやって、そのための子ども向けの報告書なんですね。どういうことを聞いたかなって思って見たときに子どもの権利のこともすごくわかりやすく、当たり前なことなんだよ。例えば、「今日あなたの当てはめることがいくつある」みたいなことがあって、「元気だった」「ご飯を食べた」「学んだ」「休んだ」「遊んだ」「意見を言った」「嫌なことを嫌と言えた」「大事に思ってくれる人がいた」って、これらを当たり前になって生きるために子どもの権利条約ができたんだよっていうフレーズがあって、これだとちょっと子どもが身近に考えられるのかなって、アンケートの内容自身をまずこういう子どもの権利が守られているかとかいう聞き方ではなく、自分のこと、家庭のこと、学校のこと、地域のことっていうことで個別に子ども自身がもうちょっとイメージできるような形で聞く。その方が、子どもの困り感とか、そういうものに寄り添えるんじゃないのかなって思いました。あともう一つだけ。低学年の子は保護者と一緒ということだったんですけど、保護者と一緒にやったら、子どもの意見はちゃんと聞けないと思いますので、低学年の子でもわかるような内容にして、ぜひ、子ども自身の声が聞けるようにしてもらいたいなって思いました。

【加藤委員】

自分も江坂委員と同じような考え方をしていて、保護者とアンケートをやるよりは、やっぱり子どもにやらせたいなと思います。この内容だと小学校の4年生ぐらいまではちょっと無理なので、同じ内容で優しい言葉に変えて、学校で実施してくれませんかというような方法でもいいのかなと思います。江坂委員から出していただいたこの意識調査のところですね。子どもたちの権利をとにかくしっかりと保障してあげないといけないことについては、例えば家族に不満を持っているとか、学校に不満を持っている、友達関係に不安がある、そういった子たちをより守っていかないといかんと思うので、一番初めにこの資料にある、これを一番初めに

聞いとけば、例えば家庭に不満がある子たちがこういう結果だよっていう、クロス評価ができるといいと思うので、そうしたら条例の中にこういったところに組み込んでいかないといけないよねっていうのが見えてくるのかなっていう気がします。

【松尾委員長】

事務局いかがですか。クロス評価については。

【事務局】

やり方も含めて検討させていただきます。

【松尾委員長】

私は、このアンケート調査は、これ自体が学びになるなっていうふうに思ったので、もし学校とか大学、大学は18歳以上ですけど、あの大学でこういう子どもの権利に関する授業をするときに、何かこう答えてもらえるように、出前授業だけでなく別のところにも置いてもらえたらもっといろんな意見が聞けるんじゃないかなと思います。何かこういうアンケートしているよっていうことが広がればいいなと思いました。そのためにはやっぱりいろんな年齢の子たち、いろんな発達の子たちがいるので、江坂委員がおっしゃったような、いろんな子どもたちにも答えられるように、大人がついていなくても答えられるようにっていう視点もすごく重要だなと思います。

【惣田委員】

先ほど全部の学校には難しいというのが事務局の回答だと思うんですけど、ある程度学ばないと回答できないんじゃないかっていうこともあり、その学びっていうのが出前授業じゃないと学べないのかなと思います。出前授業で74校全部行くのは大変だと思うんですけど、例えば、学校の方でそういう権利を先生が指導するというか、それが全校集会でとか、そういうことがもし可能であれば、少しでも知識や興味をもたせることができるのかなと思うんですね。たくさん意見や答えとか、本当に求めているものにより近くなるのかなと思うので、何か方法はいろいろあると思うので、大変な部分もあるかもしれないですが、より良い条例を作っていくために、ぜひなんとかして、多くのアンケートを取って意見を聞くっていうのは、目指してもいいんじゃないかなと思いました。

【松尾委員長】

今、学校にお願いするアンケートがすごく集まりやすく、先生方も子どもも結構困っていて、となるとやっぱり子どもの権利を大事にするといいながらも、調整はかなり必要になるのかなと思うんですね。だから事務局で難しいというご回答になるのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

【大岡委員】

子どもの学び場として思い浮かぶのは人権週間で、2年前に6年生で実践してくれた教職員がいて、下地っ子の人権宣言を作ってみようという取り組みをしてくれました。そういった社会の流れを学べる機会がきっとあるだろうと、そこは私たちが逃さずにやっていけるといいなと思っています。

【松尾委員長】

今のお話だと、授業や人権週間などをやった後と組み合わせてこのアンケートを答えていくということがいいんじゃないかということですね。

【加藤委員】

去年まで教育委員会にしまして、その前は校長会の方にもいましたが、校長会でも話題になるのが、委員長が言われたみたいに、学校にやたらとアンケートがいっぱい降りてくるんですね。ものすごい数があって、国からのものは断れないのでやらないといけない。県のは市教委の方がいろいろ県に言ってくれるので、数は減らしてはいけるんですけども、もう本当に多いので、校長会としてみると、子どもたちの授業を削ってまでやったりすることになるので、極力アンケートを来ないようにということを市教委にお願いしていました。去年、市教委にいと市役所の中でもいろんな方からアンケートを取ってくれてと言われる話があって、だいぶ精選をさせてもらっていた立場ではありますが、これに関していえば、本当に子どもの権利に関する大事なことなので、このアンケートは取ってもいいのかなと思います。本当に今回、出前授業をうちの学校ではやらせていただいたので、それで子どもたちが自分たちもやっぱりそういった権利があるんだっていうことをだいぶ意識したようで、校長室の扉をノックする１年生がちょこちょこ出始めてきました。本当に今までは言われたままやらないといけなかったのが、自分の思いを聞いてもらうっていうことは権利としてあるんだなっていうことがわかって、それはとてもよかったなと思います。本当に教育委員会との調整はすごく大変だと思いますが、やる価値は高いかなと思います。

【植村委員】

皆さんのような意見ではないですが、私も子どもがいるので、子どもを見ていて思うのは、ちょっとアンケートをやるように言ってもやらないかなと思いますね。多分、面倒くさいなって思っちゃうだろうと思って。これは思いつきなんですけど、子ども１人１人にタブレットが学校から貸与されているかと思いますが、そのタブレットと関連付けてアンケート取れるようならありかなと思うのですが。

【岩田委員】

子どもが小さいので小学校に上がってからの想像ができませんが、なんか子どもがやっていることもちゃれんじとかだと、結構かわいい感じで楽しそうな感じのものが出てくるので、こういうアンケートとかをやる時ももうちょっと楽しそうだったらやるのかなと思ったりしました。字だけ出てくると読むのも嫌かなとか。

【加藤委員】

アンケートの実情をちょっとお答えしていくと、もう中学校だともう様々なものがもうタブレットで全部アンケートやっています。ＱＲコードを黒板に貼ってあげて、読み込んでやるということで、市教委からくるようなアンケートも全員にＱＲコードで答えさせています。生徒会とか委員会とかのアンケートっていうのも案外あるものですから、生徒会の方から、校長先生こういうアンケートを全校に取りたいんですけど、と頼まれて朝の１５分の時間を使ってやってねっていう形でやっていますので、そんなに長くかかるアンケートでなければ、中学校で言えばあまり抵抗はないかなと思います。

【大岡委員】

小学校で言いますと、調査を低学年の子たちにする場合は、優しい言葉で作ってもなかなか伝わらなくて、

1年生や2年生の子とかは担任の教員が指示しながらやらないと反対の意味で答えてしまったりして本当に難しく、教員がそういった支援をしないと、確実なアンケートにならないっていうことは、考慮していただけるといいと思います。

【松尾委員長】

ありがとうございます。私も普段は大学生に授業しているんですが、この間、小学校3年生にゲストティーチャーで行ったときに、半分伝わらなくてびっくりしました。だからやっぱり大人が伝わるだろうと思っていることって100%子どもに伝わるっていうのはちょっと難しいなと思っています。子どもたちに、どういうアンケートだったら答えてもらえるとか、どのような手順を取ると多くのアンケートが取れるのかっていうのは、今後検討になるかなと思います。

それでは、委員の皆様の意見を踏まえ、進めていただけたらと思います。その他ご発言などありましたらお願いしたいのですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

【江坂委員】

条例制定の基本的な考え方で、目指す姿を「すべてのこどもが夢や希望をもち、こどもたちのえがおと元気な声があふれるまち」にするっていうのが、どうしても引っかかってしまって、これって大人の理想像だなんて思うと、この笑顔と元気があふれる声って聞くだけで、自分って駄目なんだなって思ってしまう子どもたちもいると思うんですね。これをダイレクトに子どもたちに示していくのがちょっとしんどいなって言う気がしてしまいます。なので、すべてのこどもが夢や希望を持ち、例えば、自分らしくいられるとか。そういうのを豊橋の大人たちは考えているんだよっていうメッセージになるといいかなって、理想のこども像を出してしまうことの危険性っていうか、そういうのもちょっと感じています。

【松尾委員長】

これはもう固定しているものですか。動かせるものでしょうか。

【事務局】

こども計画のキャッチフレーズという形になっているので、今これを変えるっていうことはできないです。委員のおっしゃったそういった視点を大切にして条例の制定に向けて検討していきたいと思います。

【松尾委員長】

確かに笑顔で元気じゃないといけないとか、夢や希望を持つっていうのも本当にすごく大事なことだと思うんですけど、今現在そうじゃないという子も絶対いて、将来的にはそうなったらいいですが、やっぱり否定されたと感じる子どももいるかもしれないので、ちょっとこちらについては子どもの目に触れるときに、何か説明とか注釈とか入れていくっていう検討ができたらいいなと思います。

【堀委員】

感想になりますが、このアンケートはものすごくよくできているなと思っていて、ただ、確かにこれだけでやると、子どもたちからするとなかなか大変かなと思います。アンケートをやりやすくとすると、この前、中学校から何かアンケートの結果を見せてもらったんですが、例えば誰に相談したいかって聞くと、一番が友達なんですね。2番目が親、次に先生、そして今一番注目されているのがAI。これが今ものすごい増えていて、

こういうのを聞いてあげるとちょっと緩めるし、子どもたちの中には実は自分で解決するっていう子も結構いるんです。相談しろ相談しろとは言っているんだけど、選択肢としては、自分で解決するっていうものがあるって答えやすくなるかなって思いました。

【松尾委員長】

ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。それでは事務局にお返しします。